三　使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

四　使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.　（略）	（略）	（略）
13. 乳幼児用玩具	種類	(1)　主として触るもの (2)　主として体を支えるもの (3)　その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	音を発する構造	(1)　含むもの (2)　その他のもの
	熱源	(1)　含むもの (2)　その他のもの

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．乳幼児用ベッド	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　止め金具又はねじ類の取付けが確実であることを点検する旨 三　前枠、後枠及び妻枠で囲まれた面との間に隙間がないマットレス、敷布団等を使用する旨 四　乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになる前に足場となる物をベッドの中に入れない旨

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
12.　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

（新設）